

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第418号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第445号）

事件名：「ICD-10に学習障害が含まれるとする判断をした厚生労働省が作成した文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ICD-10に学習障害が含まれるとする判断をした厚生労働省が作成した文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示すべきとしていることについては、本件対象文書2を特定すべきとしていることは妥当ではないが、本件対象文書1を特定すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第14号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し原処分を取消し、文書を開示する。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「ICD-10に学習障害が含まれるとする判断をした厚生労働省が作成した文書」の開示を求めるものである。

請求にともない改めて文書を検索。「17文科初第16号厚生労働省発障0401008号 発達障害者支援法の施行について」と第1回発達障害者支援に係る検討会での「資料6 発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」を開示請求対象行政文書と特定し、開示することが適当であると判断。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分を取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張を認める。

4 結論

以上のとおり、原処分を取り消し、開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月10日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を新たに特定し、開示すべきとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「ICD-10に学習障害が含まれるとする判断をした厚生労働省が作成した文書」の開示を求めるものであるが、その趣旨は、厚生労働省が作成した文書であって、ICD-10における分類に学習障害が含まれるとする判断をした文書と解

し、また、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「発達障害支援室に対する開示請求 別紙」と記載されていることから、諮問庁では、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室を所管室と判断した。同室の所管である発達障害者支援法（以下「支援法」という。）2条1項において、「「発達障害」とは、自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされており，学習障害は，発達障害の一つとして位置付けられている。

イ 「17文科初第16号厚生労働省発障0401008号発達障害者支援法の施行について」（本件対象文書1）では，支援法2条1項で規定する発達障害の定義として，「「自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。」と記載され，また，「これらの規定により想定される，法の対象となる障害は，脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち，ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であること。」と記載されており，学習障害がICD-10における分類のうちの「F-81 学習能力の特異的発達障害」等に該当するものとして，ICD-10における分類に学習障害を含む発達障害が含まれる旨の見解が示されていることから，厚生労働省がICD-10における分類に学習障害が含まれるとする判断をした文書として新たに特定し，開示すべきである。

ウ また，第1回発達障害者支援に係る検討会での「資料6 発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」（本件対象文書2）についても，「疾病，傷害及び死因分類」（ICD-10準拠）（抜粋）の項目において，「F-81 学習能力の特異的発達障害」と記載されており，その具体的な内容として「F-81.0 特異的読字障害」から「F-81.9 学習能力発達障害，詳細不明」まで記載されていることから，ICD-10における分類に学習障害が含まれるとする判断をした文書として新たに特定し，開示すべきである。

エ 本件審査請求を受けて，改めて書庫等を探索したが，厚生労働省においては，上記イ及びウに掲げる文書以外に，学習障害がICD-10における分類に含まれるとする判断をした文書として特定すべきも

のは存在しない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から別紙に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書1は支援法が制定された時の支援法の概要が記載された通知であり、諮問庁の説明のとおり記載されていることが認められ、学習障害を含む発達障害は、ICD-10における分類に含まれる障害である旨の厚生労働省の見解が示されていることが認められることから、諮問に当たり本件対象文書1を新たに特定すべきであるとする上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。

一方、本件対象文書2は、諮問庁の説明のとおり、学習障害を含む発達障害に関するICD-10の分類表が記載されていることは認められるが、ICD-10における分類に学習障害が含まれるとする判断をした内容に関することが記載されているとは認められず、本件請求文書に該当するとは認められない。

また、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(1)エの諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、諮問庁が行ったとする探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書1の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書を特定し、開示すべきとしていることについては、本件対象文書2を特定すべきとしていることは妥当ではないが、厚生労働省において、本件対象文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を特定し、開示すべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 17文科初第16号厚生労働省発障0401008号発達障害者支援法の施行について
- 2 第1回発達障害者支援に係る検討会での「資料6 発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」